



平成30年9月26日四国電力株式会社

# 法的分離に向けた送配電事業の分社化の方向性について

当社は、2020年4月までに義務付けられている送配電事業の法的分離を見据え、本年4月より「送配電カンパニー」を設置し、円滑な移行に備えた業務運営の試行を行っておりますが、本日、分社化の方向性について、以下のとおり決定しましたので、お知らせいたします。

当社といたしましては、引き続き皆さまに安心して電気をお使いいただけるよう、グループを挙げて取り組んでまいります。

## 1.分社化の目的

2020年4月の送配電事業の法的分離に対応し、送配電事業の一層の中立性を確保するため、法的分離後の事業形態として、発電・小売電気事業等を運営する事業持株会社の下に、一般送配電事業を行う100%子会社を設置する方向で検討を進めます。

### 2.分社化の方式

当社を分割会社とし、送配電会社を承継会社とする吸収分割とします。

#### 3.今後の予定

2019年4月 分割準備会社設立

" 当社と分割準備会社との間で吸収分割契約締結

6月 株主総会決議により吸収分割契約の承認

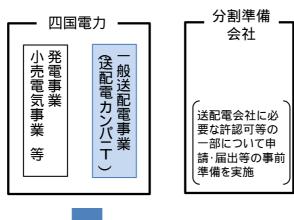
2020年4月1日 吸収分割の効力発生日(分社化)

# (参考)分社化のイメージ

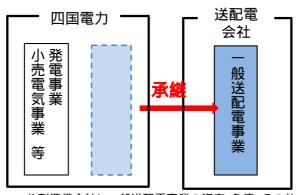
## 現在



# 2019年4月 分割準備会社設立



## 2020年4月 分社化



分割準備会社に一般送配電事業の資産・負債、その他の 権利・義務を承継し、送配電会社として事業を開始